



多重債務問題に関連する法律

岩重 佳治 Iwashige Yoshiharu 弁護士

1958年東京都生まれ。東京弁護士会所属。1997年、弁護士登録。多重債務や子どもの貧困、学費と奨学金問題に取り組む。国民生活センター客員講師

本稿では、多重債務問題に関連する法律のうち、利息制限法、出資法、貸金業法、割賦販売法について、相談の現場で知っておきたいことについてお話しします。

利息制限法

1. 利息の制限

利息制限法は、お金の貸付けの契約(金銭消費貸借契約)について、民事上有効とされる利息の範囲を定めています。

有効な利息の上限は、元本区分額に応じて、元本が10万円未満の場合は年20%、10万円以上100万円未満の場合は年18%、100万円以上の場合は年15%とされており、この制限利息を超える利息の契約は超過部分が無効になります(1条)。

債権者が業として行う金銭消費貸借(営業的金銭消費貸借)が同一当事者間で複数ある場合は、元本区分額は、既存の貸付残高と新たな貸付元本額との合計額に応じて決まります(5条)。

2. みなし利息

制限利息の適用に当たっては、債権者が受ける元本以外の金銭は、いかなる名義で受け取るかを問わず、利息とみなされます(みなし利息。3条本文)。この点、契約の締結と債務の弁済の費用は利息とみなされませんが(3条但書)、^{ただし}営業的金銭消費貸借では、これらの費用についても、①公租公課、②公の機関が行う手続に関してその機関に支払うべきもの(強制執行の費用等)、③ATM手数料、④債務者の要請により債権者が行う事務の費用として政令で定めるもの

(カード再発行の手数料など)以外は、利息とみなされます(6条)。

3. 賠償額の予定

金銭消費貸借契約で債務不履行があった場合の賠償額の予定(違約金を含む)は、制限利息の1.46倍を超える部分が無効とされていますが(4条)、債務整理の現場で問題となる営業的金銭消費貸借については、年20%を超える部分が無効となります(7条)。

4. 保証料の制限

営業的金銭消費貸借上の債務を主たる債務とする保証(業として行うものに限り)がされた場合の保証料は、事業者による貸付利息と借り手が支払う保証料を合算して制限利息を超過した場合は、超過部分につき、原則として、保証料が無効となります(8条1項)。

出資法

1. 高金利の処罰

出資法の正式名称は「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」といいます。同法は、元本を保証した出資金の受入れの制限や預り金の禁止をも規制の内容としていますが、債務整理の現場で重要なのは高金利等の処罰です。

同法は、金銭の貸付けを行う者が年109.5%を超える利息(債務不履行の賠償額を含む)の契約をし、受領し、要求する行為を処罰の対象としています(5条1項)、債務整理の現場で多く問題となる金銭の貸付けを行う者が業として行う貸付けについては、年20%を超えると処罰の

対象になります(5条2項)。出資法が処罰の対象とする金利と利息制限法の制限金利の間に差がありますが、貸金業法は、貸金業者が利息制限法を超える利息の契約、受領、要求をすることを禁止し(貸金業法12条の8第1項ないし4項)、行政処分の対象としています。

なお、業として行う金銭の貸付けで、年109.5%を超える超高金利での利息の契約、受領、要求行為には、ヤミ金融等への対策として特に重い処罰が定められています(5条3項)。

2. 保証料の処罰

出資法の規制は保証料にも及び、業として行う金銭の貸付けを業として保証する場合に、貸付けの利息と合算して年20%を超える保証料の契約、受領、要求をする行為等は処罰の対象となります(5条の2)。

貸金業法

1. 貸金業者

貸金業法は、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益を図るためにさまざまな規制をしています(1条)。「貸金業を営む者」には無登録業者も含まれますが、「貸金業者」という場合は、業として金銭の貸付けまたは金銭の貸借の媒介を行い、財務局または都道府県に貸金業の登録をしている業者をいいます(2条1項、2項、3条)。消費者金融、クレジットカード会社などが貸金業者ですが、クレジットカード会社が行うショッピング取引には貸金業法は適用されません。また、銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫など一定の者も貸金業者ではありません。

2. 規制の概要

貸金業法は、深刻な多重債務問題の解決に向けて、従来の法律を抜本的に改正して作られました。そのため、その内容は、参入条件の厳格化、貸金業協会の自主規制機能の強化、取立行為^{かか}の規制・生命保険契約締結の制限・公正証書に係る

規制の強化などの行為規制の強化、過剰貸付けの規制、監督官庁による監督の強化など多岐にわたります。

その中で、多重債務の相談の際に押さえておきたいのが、取立行為の規制、返済能力の調査と過剰貸付け等の禁止、高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効です。

3. 取立行為の規制

貸金業法21条1項は、貸金業を営む者または貸付債権の取立てについて委託を受けた者は、取立てに当たって、人を威迫し、人の私生活もしくは業務の平穩を害するような言動をしてはいけないと定め、その具体的な行為類型を挙げています。その違反は行政処分の対象となります。

4. 返済能力の調査

貸金業者が貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の返済能力の調査が義務づけられます。借り手が個人の場合には、「指定信用情報機関」の信用情報を使用し、自社からの借入残高が50万円超となる貸付け、または他の貸金業者からの借入と合わせて100万円を超える貸付けについては、年収等の資料の取得が義務となっています(13条)。

5. 過剰貸付けの禁止

貸金業者は、顧客等の返済能力を超える貸付けが禁止されます(13条の2)。個人が借り手の場合には、自らの貸付けの金額と他の貸金業者の貸付けの残高の合計額が年収等の3分の1を超えることとなる貸付けが原則として禁止されます(総量規制)。ただし、総量規制における借入残高の算定については、住宅ローンや自動車ローンなど一定の場合が除外されます(13条の2第2項)。

過剰貸付けの禁止は、それ自体が過剰部分の貸付けの効力を否定するものではありません。

6. 高金利を定めた金銭消費貸借契約の無効

貸金業を営む者が業として行う金銭消費貸借契約において、年109.5%を超える利息の契約

をしたときは、金銭消費貸借契約自体が無効となります(42条)。ヤミ金融などの超高金利での契約の無効を主張する場合、従来は公序良俗違反(民法90条)を根拠にしていたましたが、貸金業法では明確な基準を設けて明文化しました。

割賦販売法

1. 分割払いを規制する法律

割賦販売法は、基本的には、リボ払い、分割払い、ボーナス一括払いなど、商品やサービス代金の分割払い、延べ払いに関する法律です。クレジットカード等は便利な反面、分割払いには手数料等がかかり契約内容が分かりにくくなる、手元にまとまった現金がなくても多額の商品等の購入も可能となるため多重債務に陥る危険があるなどの問題を抱えています。これに関して割賦販売法はさまざまな規制をしています。

2. 規制対象取引

規制の対象となる取引には、前払式割賦販売、前払式特定取引、割賦販売、ローン提携販売、信用購入あっせん、二月払購入あっせん、クレジットカード番号等取扱契約締結などがありますが、相談の現場でよく扱うのは「信用購入あっせん」です。これは、消費者が特定の加盟店で商品・役務、指定権利を購入することを条件に、クレジット会社がその代金を販売会社に立替払いし、後日、消費者が代金をクレジット会社に2カ月を超えて支払う取引です。信用購入あっせんには、消費者がクレジットカードの交付を受け、これを提示して商品等を購入する「包括信用購入あっせん(包括クレジット)」と、消費者が商品等を購入するごとにクレジット契約を締結する「個別信用購入あっせん(個別クレジット)」があります。次では、信用購入あっせんに対する法規制のポイントについてお話しします。

3. 過剰与信防止義務

信用購入あっせんを業とする者(クレジット会社)のことを「信用購入あっせん業者」といい

ます。信用購入あっせん業者は、利用者とのクレジット契約の締結に先立ち、支払可能見込額を算定するため調査を行わなければならない、支払可能見込額を超えるクレジット契約の締結が禁止されています。このうち、包括信用購入あっせん業者については、クレジットカード交付前と極度額増額前に調査を行うこととし、包括支払可能見込額の100分の90を超える極度額のカードの交付等を禁止しています(30条の2、30条の2の2、平成21年告示236号)。なお、一定の与信審査体制が整備されていると認定された「認定包括信用購入あっせん業者」(30条の5の4、30条の5の5)及びカード等の極度額が政令で定める金額(10万円)以下の「登録少額信用購入あっせん業者」(35条の2の3、35条の2の4、施行令24条)には、調査事項、調査方法、算定方法等について例外的取扱いが認められています。

これらの支払可能額の調査に当たっては、経済産業大臣が指定する指定信用情報機関の特定信用情報の使用が義務づけられています。

4. 民事ルール

消費者保護の観点から、契約の民事的効力に関して次の規制をしています。

①個別クレジット契約のクーリング・オフ

特定商取引法の通信販売及び訪問購入を除いた残りの5種類のうち、一定の取引(訪問販売、電話勧誘販売、特定連鎖販売個人契約、特定継続的役務提供等契約、業務提供誘引販売個人契約)における個別クレジット契約はクーリング・オフが可能であり、個別クレジット契約をクーリング・オフすれば、反対の意思表示がない限り、販売契約または役務提供契約も同時にクーリング・オフされたものとみなされます(35条の3の10、35条の3の11)。

②過量販売についての個別クレジット契約の解除

訪問販売、電話勧誘販売による通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等につ

いての個別クレジット契約は、契約の時から1年以内であれば解除ができ、既払金の返還が認められます(35条の3の12)。

③不実の告知等による個別クレジット契約の取消し

特定商取引法の訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売を行う販売業者が、勧誘を行うに当たり、クレジット契約や販売行為の内容に不実の告知等をし、購入者が誤認により契約した場合、消費者は、販売契約とともに、個別クレジット契約を取消して、既払金の返還を求めることができます(35条の3の13～16)。

④支払停止の抗弁

販売業者等との間で商品の引渡しがないなどのトラブルが生じた場合、購入者等は、販売業者等との間に生じている事由をもって、包括クレジット契約または個別クレジット契約におけるクレジット会社からの支払いを拒否できます(30条の4、35条の3の19)。過払金の返還を認めるものではないので注意が必要です。

⑤契約の解除等の制限

包括または個別クレジット契約において割賦

金等の支払義務が履行されない場合、20日(7日の場合があります)以上の相当な期間を定めて書面(電磁的記録によることができる場合があります)で催告し、その期間に履行されないときでなければ、クレジット会社は契約の解除または残金の一括請求ができません(30条の2の4、35条の3の17)。

⑥損害賠償等の額の制限

契約の解除や割賦金等の支払義務が履行されない場合に、購入者等に請求できる損害賠償等に上限額が設定されています。支払総額(現金販売価格または役務の現金提供価格に手数料の額を加算した額)から既払金を引いた額に、法定利率(現在年3%)による遅延損害金を加えた額が上限となります。包括または個別クレジットに適用され、リボ払いには適用されません(30条の3、35条の3の18)。

なお、信用購入あっせんについては、分割手数料率についての制限規定がありませんが、出資法5条2項の趣旨に照らし、手数料率を同項に定める範囲内に設定するよう努めることを要請する自主規制があります。

新刊『多様化・重層化するキャッシュレス決済』のご案内



好評発売中

定価1,540円(税込)

□ポイント1

執筆者はキャッシュレス決済の専門家である山本正行氏

日々進化するキャッシュレス決済のしくみやサービス、さらには消費生活相談において相談者から聴き取りする際の注意点などについても分かりやすく解説しています。

□ポイント2

ウェブ版「国民生活」の人気連載を書籍化

消費生活相談業務に携わる方、消費生活相談員の資格取得を目指す方におすすめです。また、キャッシュレス決済を学ぶための入門書としても最適な内容となっています。



詳しい内容は



ご注文は

https://www.kokusen.go.jp/book/data/cashless_guide.html

https://www.kokusen.go.jp/book/data/mousikomi_cashless.html

QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

B5判/80ページ

フルカラーの誌面構成
図表も多用しています

【編集・発行】

©2024 独立行政法人国民生活センター
〒108-8602 東京都港区高輪 3-13-22
TEL 03-3443-6215 (編集担当)